

伊賀市国民健康保険

国民健康保険は、被保険者の皆さんが病気やケガをしたとき、安心して医療を受けることができる制度です。平成20年5月末現在、市内で1万4404世帯、2万5629人の方が国民健康保険に加入しています。

8月は国民健康保険税の本算定の月です。8月中旬に世帯主（納税義務者）の方に保険税納税通知書を送付します。（4月から特別徴収となり、10月以降も引き続き年金から特別徴収される方を除く。）納期内納付にご協力ください。



わが国では、すべての人が何らかの医療保険に加入することになります。長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入している方や職場の健康保険に加入している方を除く、すべての人が加入するのが、国民健康保険です。皆さんが納める保険税と国などからの補助金を財源にして、医療費・出産育児一時金などの保険給付や特定健診・簡易人間ドック・脳ドックなどの保健事業を行い、皆さんの健康を支えています。

近年、急速な高齢化や生活習慣病の増加や高度医療技術の進歩などから医療費は年々増加傾向にあり、平成20年度から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）を支えるため、後期高齢者支援金を保険税に上乗せすることになりました。

市では今以上に効率的な運営に努めますので、皆さんも健康に心がけ、医療費を有効に使われますようご協力をお願いします。

＊本算定の納税通知書をお届けします

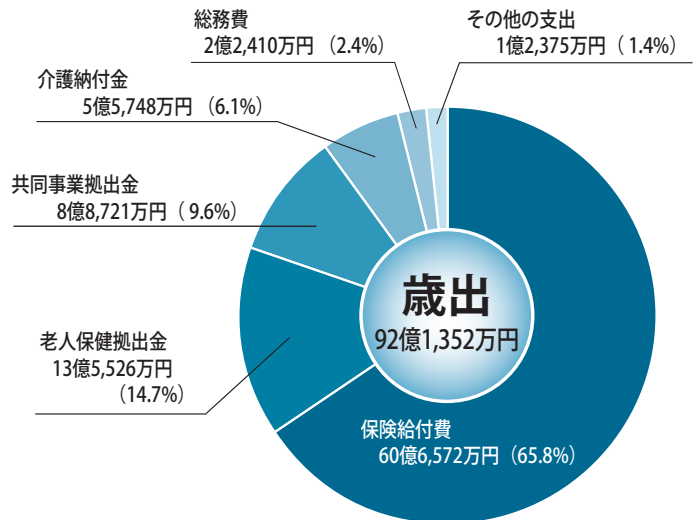
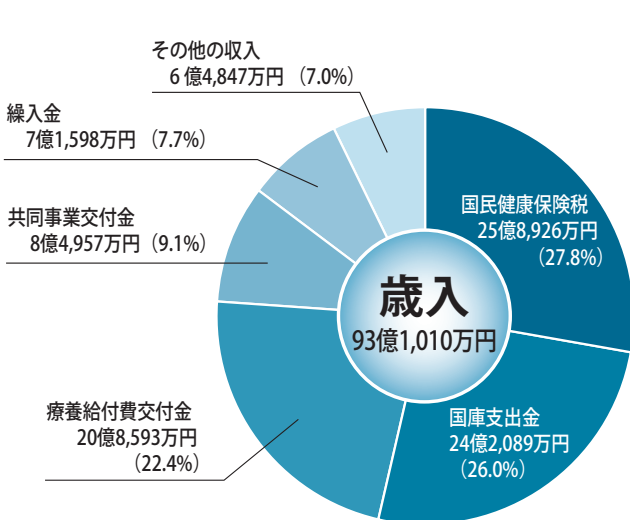
世帯主が国民健康保険に加入していても、世帯の中に国民健康保険加入者がいれば納税通知書が世帯主の方あてに届きます。

今回お届けする納税通知書の税額は、次頁の税率により計算した本算定年税額から1期（4月）・2期（5月）の仮算定税額を差し引いた額を、

- ・ 3期（8月）
- ・ 4期（9月）
- ・ 5期（10月）
- ・ 6期（11月）
- ・ 7期（12月）
- ・ 8期（平成21年1月）
- ・ 9期（平成21年2月）
- ・ 10期（平成21年3月）

の8期（回）に割り振っています。（特別徴収される方は除きます）この年税額の具体的な計算例は、次頁のとおりです。

平成19年度決算見込み



*保険税の納付は便利な口座振替で

日ごろ忙しい人や、ついうっかり保険税を納め忘れがちな人のために、簡単に便利な口座振替をおすすめします。一度手続きをすると毎年継続し、手間がかからず便利です。

手続きは、

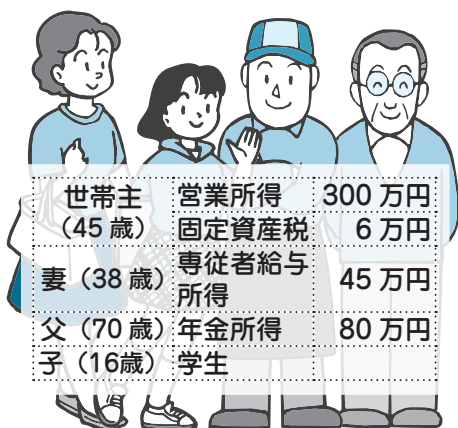
- ① 伊賀市の口座振替取扱金融機関でお願いします。
- ② 通帳・通帳の届印・保険税の納付書が必要です。
- ③ 金融機関にある口座振替依頼書または納付書に添付している口座振替依頼書に必要事項を記入し、金融機関窓口（ゆうちょ銀行を除く）に申し込んでください。

*保険税は被保険者になった月から

保険税は、被保険者になった月から納めることとなります。被保険者になった月とは、市で届出をしたときでなく、他市町村から転入された日あるいは職場の健康保険を脱退された日など、市での健康保険加入の資格が発生したときを指します。届出が遅れると保険給付を受けられない場合があります。保険税は国民健康保険加入資格の発生日までさかのぼって納めることになります。

国民健康保険の届出は必ず14日以内に！

国民健康保険税の医療保険分・介護保険分・後期高齢者支援金分の計算例



	①所得割	②資産割	③均等割	④平等割	限度額
医療保険分	6.7%	18%	25,000円	22,000円	47万円
介護保険分	1.5%	3%	7,500円	4,500円	9万円
後期高齢者支援金分	1.08%	4.2%	5,800円	4,500円	12万円

- ①所得割 前年中の総所得金額から基礎控除額（33万円）を差し引いた額に対して（加入者すべて）
- ②資産割 その年の土地家屋にかかる固定資産税に対して（加入者すべて）
- ③均等割 国民健康保険に加入している方1人に対して
- ④平等割 1世帯に対して

■医療保険分の税額の計算例

◎4人が国民健康保険に加入

所得割	基礎控除額
3,000,000円 - 330,000円 = 2,670,000円	
450,000円 - 330,000円 = 120,000円	
800,000円 - 330,000円 = 470,000円	
	計 3,260,000円
所得割額 3,260,000円 × 6.7/100 = 218,420円	
資産割額 60,000円 × 18/100 = 10,800円	
均等割額 25,000円 × 4人 = 100,000円	
平等割額 22,000円 × 1世帯 = 22,000円	
医療保険分年税額（100円未満切捨て）351,200円	

■介護保険分の税額の計算例

◎1人が介護保険に加入（40歳以上65歳未満）

所得割	基礎控除額
3,000,000円 - 330,000円 = 2,670,000円	
※父は70歳のため介護保険料は年金からの天引きとなります。	
所得割額 2,670,000円 × 1.5/100 = 40,050円	
資産割額 60,000円 × 3/100 = 1,800円	
均等割額 7,500円 × 1人 = 7,500円	
平等割額 4,500円 × 1世帯 = 4,500円	
介護保険分年税額（100円未満切捨て）53,800円	

■後期高齢者支援金分の税額の計算例

所得割額 3,260,000円 × 1.08/100 = 35,208円	資産割額 60,000円 × 4.2/100 = 2,520円
均等割額 5,800円 × 4人 = 23,200円	平等割額 4,500円 × 1世帯 = 4,500円
医療保険分年税額（100円未満切捨て）65,400円	

※上記の加入世帯の国民健康保険税は、医療保険分、介護保険分、後期高齢者支援金分の合計額 351,200円 + 53,800円 + 65,400円 = 470,400円となります。